

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<b>別表第1</b> （第3条関係） 医師職給料表 (略)		<b>別表第1</b> （第3条関係） 医師職給料表 (略)	
備考 (1) この表は、 <u>病院及び診療所</u> に勤務する医師等に適用する。 (2) (略)		備考 (1) この表は、 <u>病院</u> に勤務する医師等に適用する。 (2) (略)	
<b>別表第2</b> （第4条関係） 医師職給料表級別標準職務表		<b>別表第2</b> （第4条関係） 医師職給料表級別標準職務表	
職務の級	標準職務内容	職務の級	標準職務内容
(略)	(略)	(略)	(略)
3 級	1・2 (略)	3 級	1・2 (略)
	<u>3</u> <u>診療所の長の職務</u>		<u>3</u> (略)
	<u>4</u> (略)		<u>4</u> (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。